

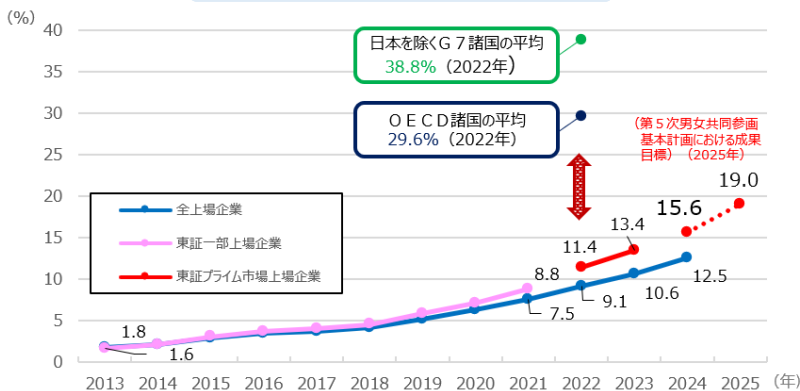
女性活躍・男女共同参画に関する 現状と今後の課題について

令和 6 年12月13日
男女共同参画会議

意思決定層における女性の参画を妨げる課題への対応

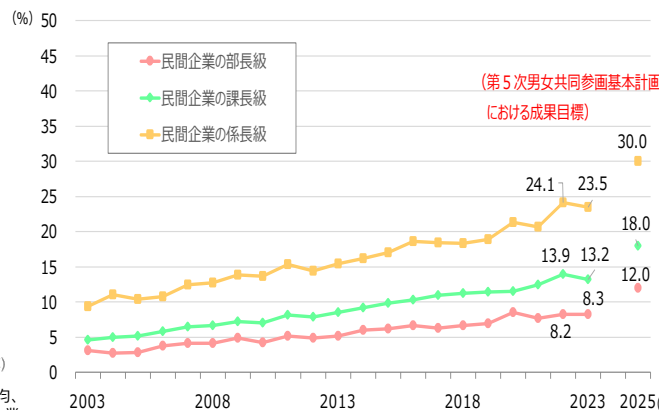
・第5次男女共同参画基本計画に掲げた目標の達成に向けて、同計画の達成状況についてフォローアップを行うとともに、企業における女性登用の更なる加速化、女性起業家の支援強化など経済分野の取組をはじめ、意思決定層における女性の参画を妨げる課題をしっかりと分析し、あらゆる分野における取組の一層の強化につなげることが重要である。

図1 女性役員比率の推移



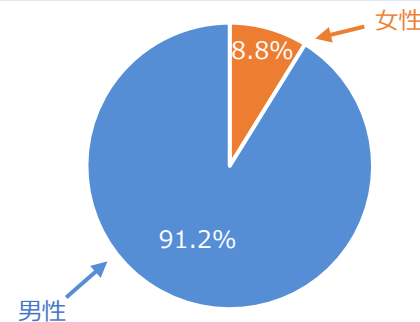
(備考) (1)東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査に基づき内閣府において作成。日本を除くG7諸国の平均、OECD諸国の平均はOECD「Social and Welfare Statistics」から引用。(2)全上場企業、東証一部上場企業、2023年以前の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役及び執行役。(3)2024年以降の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役、執行役に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役職者（会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」として、取締役会の決議による選任・解任がされている役職者を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役職者等）も含む。(4)調査時点は、原則として各年7月31日現在。

図2 管理職相当の女性割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

図3 J-Startup選定企業における女性経営者の割合



(注) J-Startup選定企業とは経済産業省が2018年6月に立ち上げた政府機関と民間支援プログラムに基づき、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦により、外部審査委員会での厳正な審査により選ばれたスタートアップ企業のこと。J-Startup選定企業239社における、女性経営者の割合（2024年12月時点）。「女性起業家支援パッケージ」において、2033年までに20%以上を目指すとしてされている。

図4 女性候補者・当選者・議員の比率

1. 候補者・当選者に占める女性の割合

	目標 (いずれも2025年)	女性 候補者割合	女性 当選者割合
衆議院	35%※1	23.4% (17.7%)	15.7% (9.7%)
参議院	35%※1	33.2% (27.4%)	27.4% (22.6%)
統一地方選挙	35%※2	19.2% (16.0%)	19.9% (16.3%)

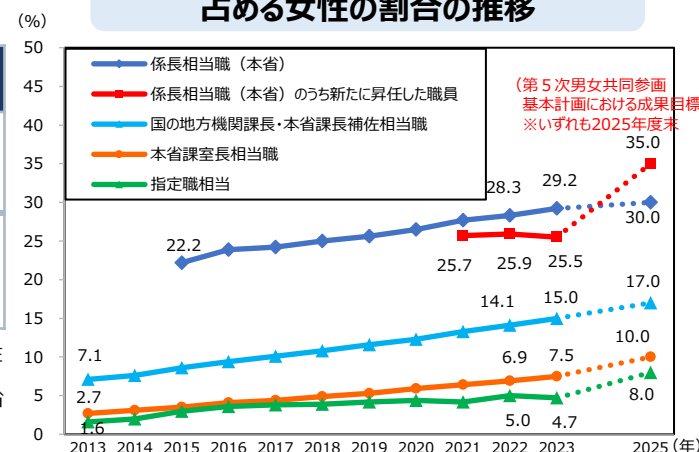
(注) 女性候補者割合及び女性当選人割合ともに総務省調べによる。()内は前回選挙の数。
※1 政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。
※2 政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

2. 各議会における女性の割合

	女性 議員割合	合計
衆議院※1	15.7%	19.0%
参議院※1	25.4%	
都道府県議会※2	14.6%	17.4%
市区町村議会※2	17.6%	

※1 衆議院は2024年11月8日現在、参議院は2024年11月10日現在の数。(衆議院及参議院HPより)
※2 都道府県議会、市区町村議会は2023年12月31日現在。(総務省調べ)

図5 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移



(備考) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」より作成。

全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

・女性の所得向上・経済的自立を実現するため、男女間賃金格差の是正に取り組むとともに、正規雇用の女性の就業継続への支援、「女性デジタル人材育成プラン」の見直しなどリスクリングの支援の強化、仕事と育児・介護・健康課題の両立支援など、全ての人が希望に応じて働くことのできる環境づくりに取り組む必要がある。

図6 所定内給与額（雇用形態別・年齢階層別）

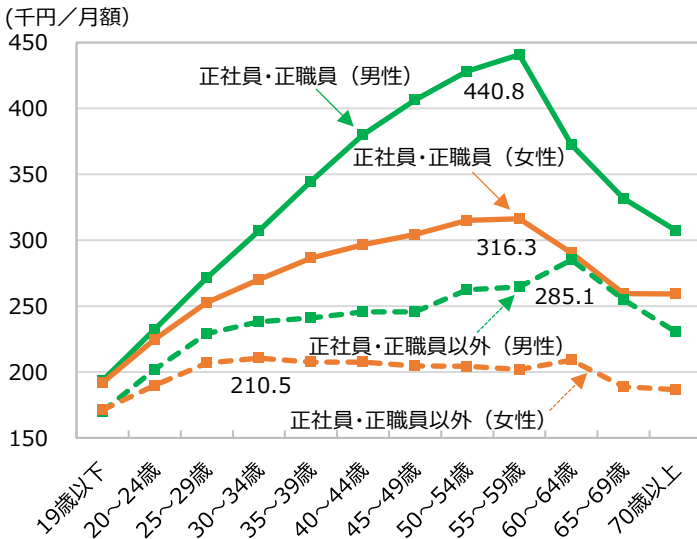


図7 女性活躍推進法の改正
(女性版骨太の方針2024 抜粋)

女性活躍・男女共同参画の重点方針2024 (女性版骨太の方針2024)

(令和6年6月11日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

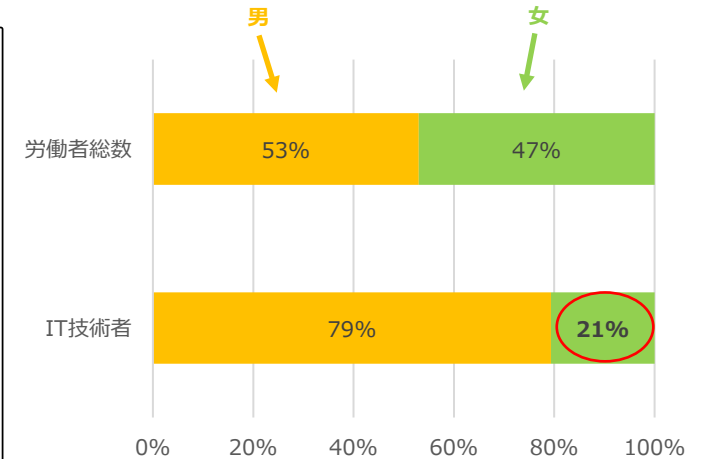
Ⅱ 所得向上、リスクリングの推進

(1) 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

⑧女性活躍推進法の改正

令和7年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、延長に向けた改正法案を令和7年通常国会において提出することを目指し、事業主が女性特有の健康課題に取り組むことや、より正確かつ最新の情報の公表の促進など、更なる女性活躍推進に向けた所要の検討を行う。

図8 IT技術者の男女比率



- (備考) 1. 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より、一般労働者数と短時間労働者数の合計。
2. IT技術者は、「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の3職種を足し合わせたもの。

図9 デジタル分野の女性人材の年収

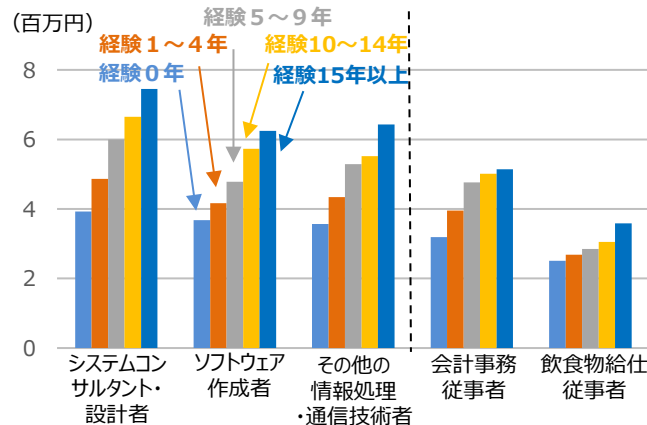


図10 女性デジタル人材育成プランの見直し

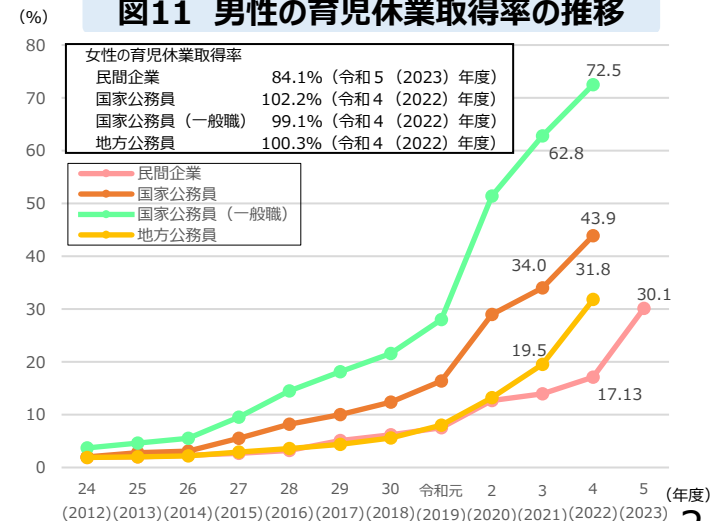
女性デジタル人材育成プラン

(令和4年4月26日 男女共同参画会議決定)

第4章 今後の推進体制

本プラン策定の3年後を目途に、各種統計を用いてデジタル人材における男女割合をマクロの視点から点検するとともに、本プランで掲げるデジタル人材の育成に関する「デジタルスキル習得支援」及び「デジタル分野への就労支援」における主要な取組（職業訓練、高等教育等の主要施策や、デジタル人材育成プラットフォームが提供する現場研修等のプログラム等）について、男女割合や人数を実績として把握した上で、プラン全体の施策の在り方について必要な見直しを行う。

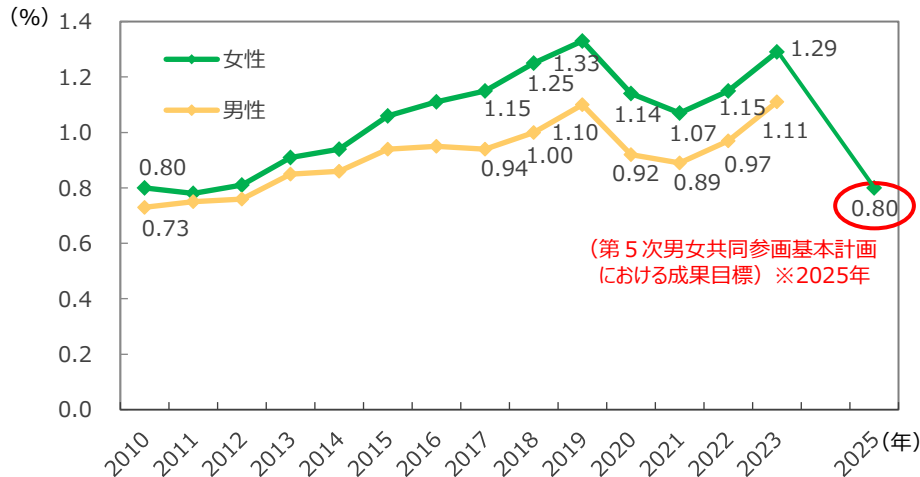
図11 男性の育児休業取得率の推移



女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

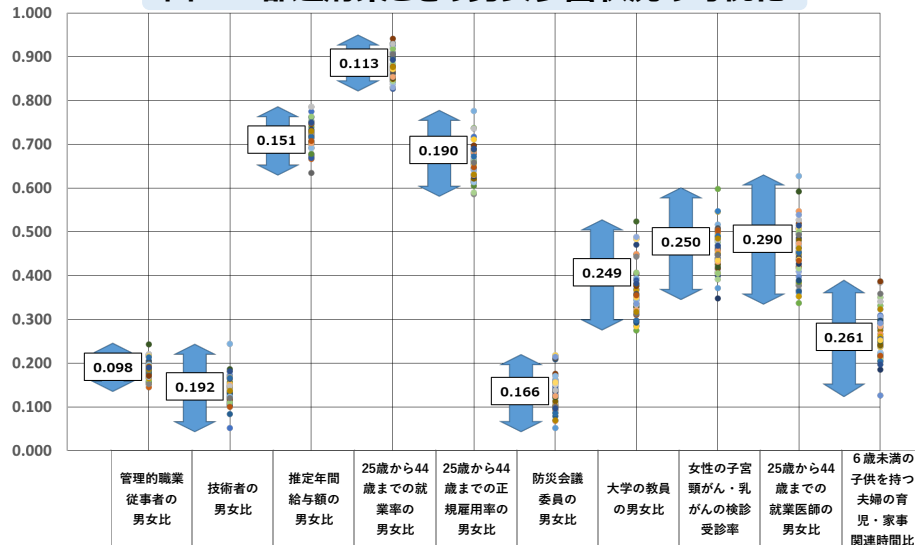
・地方においては、少子高齢化や人口減少の進展により、様々な局面において、担い手として欠かせない女性の参画がこれまで以上に求められる状況であり、地域の実情に応じた取組を進め、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりに取り組む必要がある。

図12 地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合



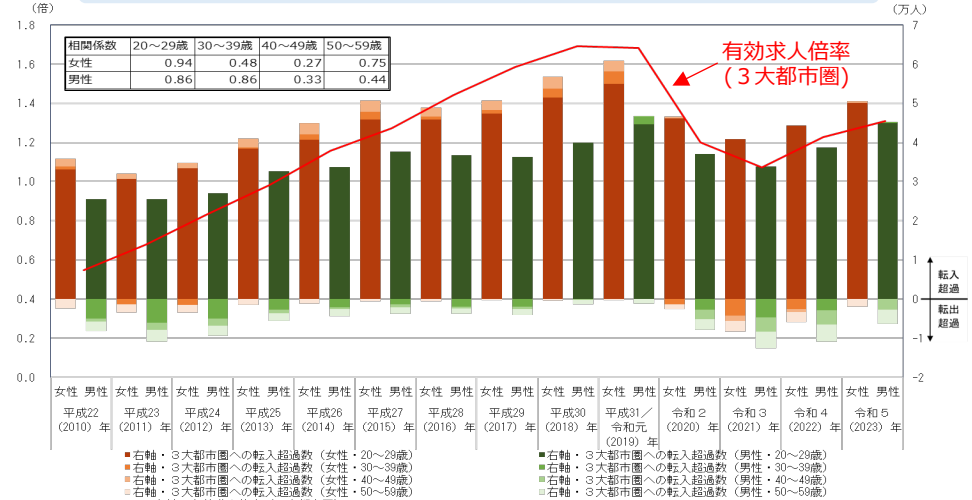
(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。
2. 三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び関西圏）を除く道県の対前年転出増加数を算出。
3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

図14 都道府県ごとの男女参画状況の可視化



(備考) 独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ（第1回）会議資料を基に内閣府作成

図13 3大都市圏の転入超過数と有効求人倍率の推移



(備考) 1. 厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」、総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成。
2. 転入超過数＝転入者数－転出者数（マイナズは転出超過）。日本人移動者の値。
3. 「3大都市圏」は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の計。

図15 国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化（女性版骨太の方針2024 抜粋）

女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）
（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

（4）地域における女性活躍・男女共同参画の推進

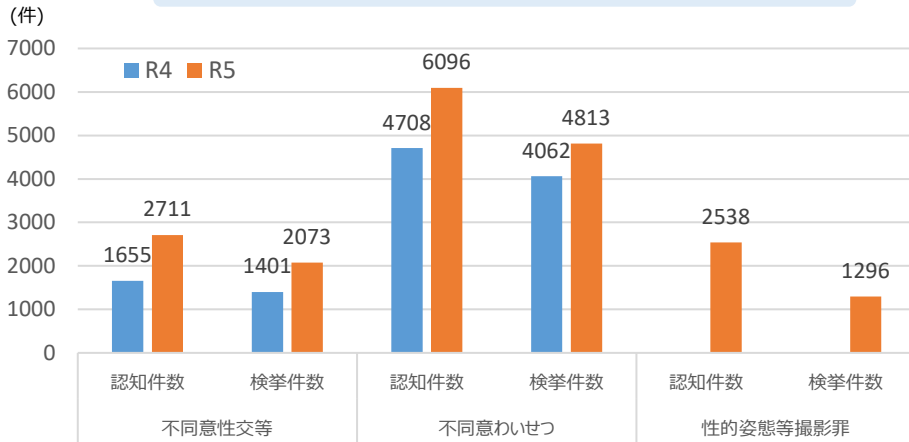
⑥独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）及び男女共同参画センターの機能強化

女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWEC」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWEC及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。

個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

・個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会は、女性活躍・男女共同参画の基盤であることから、重大な人権侵害である性犯罪・性暴力やDV等について、多様な被害者への相談・支援体制の充実・強化に取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災・復興、生涯にわたる健康への支援等を推進する必要がある。

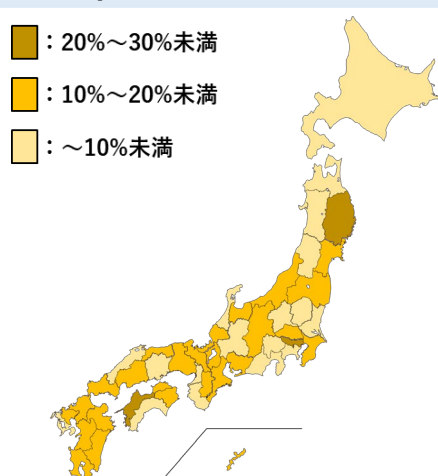
図16 不同意性交等罪等の認知件数・検挙件数



(備考) 1. 警察庁「犯罪統計」より作成。
2. 不同意性交等及び不同意わいせつについては、刑法の一部改正（令和5年（2023年）7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつをそれぞれ計上している。
3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2013年）7月13日の施行日以降の件数を計上している。

図18 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（避難所チェックシート）

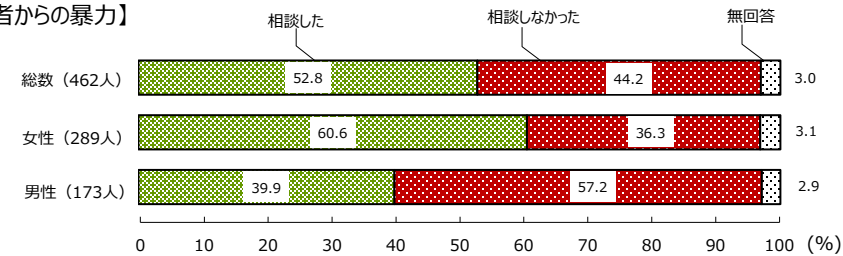
図19 各都道府県別の防災・危機管理部局における女性職員の割合



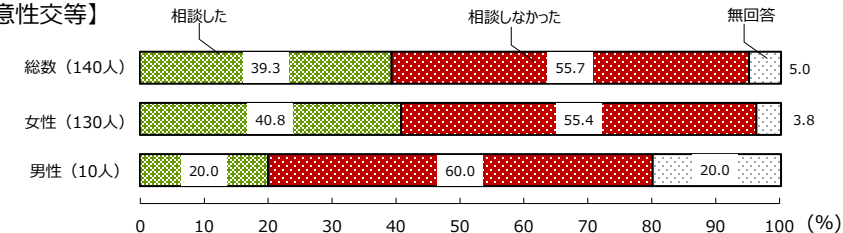
(備考) 内閣府「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」（令和5年）調査票（都道府県編）より作成。

図17 被害を相談している割合

【配偶者からの暴力】

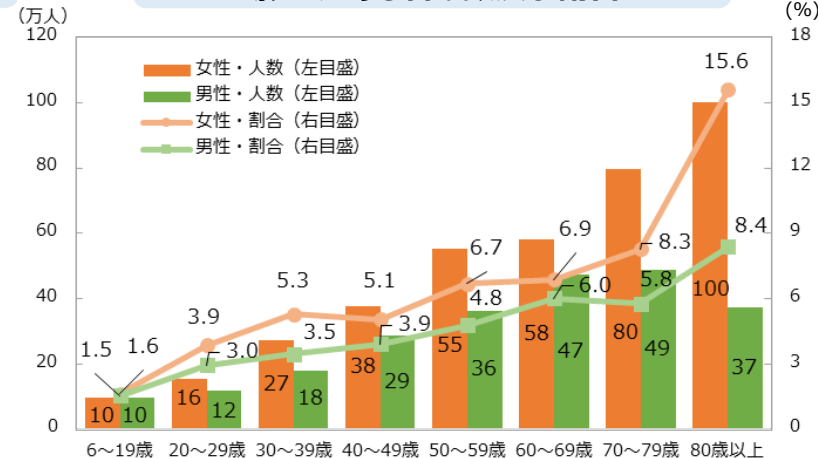


【不同意性交等】



(備考) 男女間における暴力に関する調査（令和5年度）（内閣府）より作成。

図20 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合

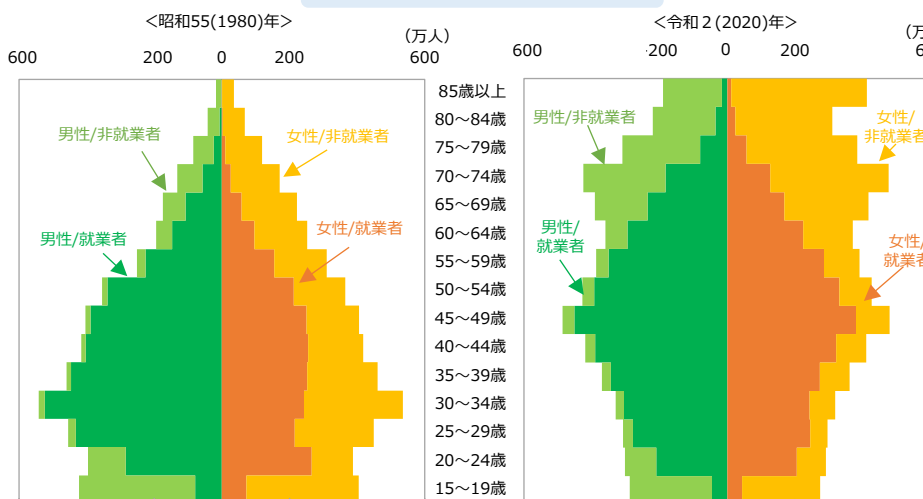


(備考) 1. 厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」より作成。
2. 「健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者」とは、「現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がある」と回答した者のうち、影響の事柄として、「仕事、家事、学業（時間や作業量などが制限される）」を挙げた者。
3. 入院者は含まない。

社会構造の変化、価値観の多様化を踏まえた施策の検討

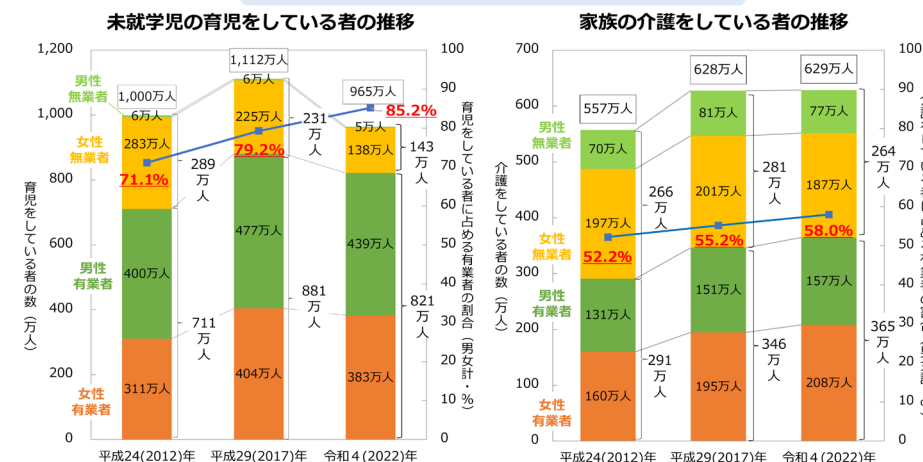
・女性活躍・男女共同参画に関する中長期的な施策の検討にあたっては、人口構造や就業構造の変化、若い世代の生活様式や働き方に対する考え方の多様化等を踏まえ、全ての人が希望に応じて、活躍できる社会の実現を目指すことが重要である。

図21 人口構造の変化



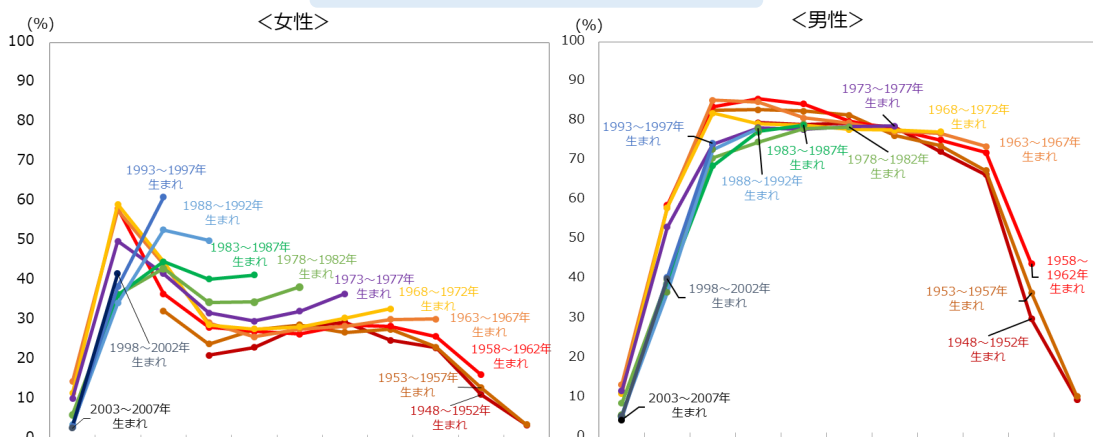
(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
2. 令和2(2020)年は、「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」を用いている。
3. 非就業者＝当該年齢階級人口－就業者。なお、昭和55(1980)年の「非就業者」には、労働力状態「不詳」が含まれている。

図23 育児・介護の担い手の変化



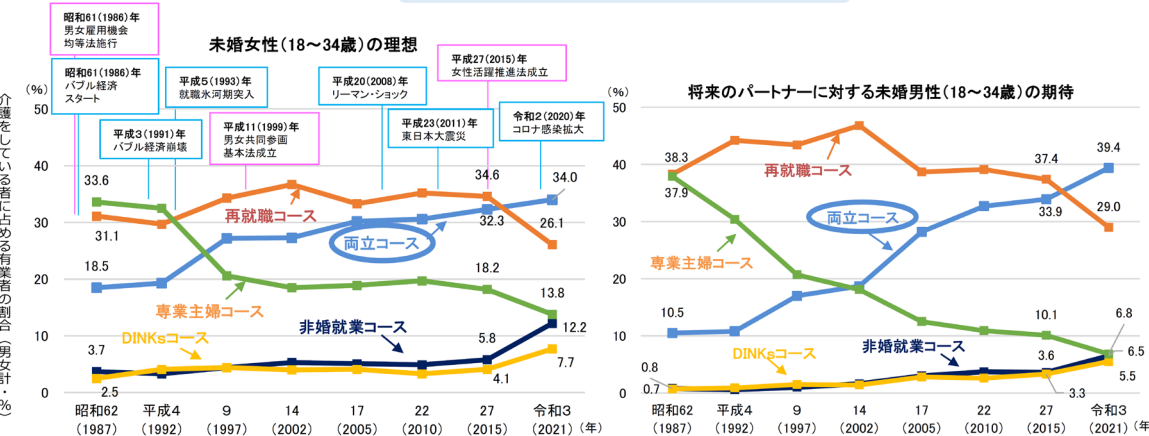
(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児(乳幼児の世話や見守りなど)をい。孫、おひい・めい、弟妹の世話などは含まない。
3. 「家族の介護をしている」には、介護保険制度で要介護認定を受けていない者や、自宅外にいる家族の介護も含まれる。ただし、病気などで一時的に覆っている者に対する介護は含まない。

図22 正規雇用比率の推移



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成(昭和57(1982)年調査以降のデータで作成)。
2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。
3. 各年10月1日現在の年齢で調査しているため、生まれ年には実際には3か月のずれがある。
4. 「65歳以上」は該当年以前に生まれた人も含む。

図24 若い世代の意識の変化



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(独身者調査)」より作成。